

平成 21 年 8 月における資格証明書の交付について

資格証明書の運用については、昨年 6 月の特別対策において『「相当な収入」について、広域連合ごとに統一的な運用基準を設けていただき、適切に運用していただきたい。』と、国より求められていたことから、北海道広域連合においてはこれまで、市町村や運営協議会に対し「相当な収入」に係る基準（案）を提示し、検討を進めてきたところです。

しかしながら、当該基準については、各広域連合間で整合性の取れたものとなるよう、現在、国でも検討しており、「各広域連合の意見を踏まえ、国の考え方を改めて示す。」とされておりますが非常に難航しており、早々に示される状況にはないものと思われま

す。資格証明書の交付に当たっては、きめ細かな対応が求められますが、現時点において国より基準の示されていない状況では、広域連合においても資格証明書に係る運用取扱いを定めることが困難であり、本年 8 月に資格証明書を交付することは難しいものと考えられます。

また、資格証明書交付の対象となる者は、保険料を 1 年以上滞納している者となることから、平成 20 年 7 月納期以前の保険料に限られるものであり、この滞納保険料だけをもって交付の判断を行うことは厳しい状況とも考えられます。

つきましては、こうした状況を踏まえ、本年 8 月の被保険者証の更新時において、資格証明書交付の対象となり得る者について、**資格証明書は交付せず**、短期被保険者証を交付することといたします。

なお、次回の短期被保険者証の更新時（H22.2.1）において、短期被保険者証が交付されている者の中から、資格証明書の交付を判断することとなりますが、その際には、今後規定する取扱基準に基づいて交付の判断を行いたいと考えております。

資格証明書の運用基準（相当な収入）に係るこれまでの経緯

平成21年

1月 5日 厚生労働省、事務連絡「被保険者資格証明書の運用基準の設定及び交付検討事案の報告について」において、『国としても各広域連合に対し、必要な助言等を行う必要がある。』と示されました。

2月12日 全国広域連合事務局長会議の広域連合意見交換会で「資格証明書の交付及び保険料の収納対策」がテーマとして出されました。

→ 意見交換会では各広域連合から運用基準に関する様々な意見が出されたこともあり、その内容がまとまるには至らず、結果、国より『改めて各広域連合に対し意向調査を実施し、3月上旬を目処に国の考え方を改めてお示したい。』とされました。

2月16日 厚生労働省、事務連絡「被保険者資格証明書の運用基準に係る意見等の照会について」において、『当該意見交換会においては、参考例の提示の是非を含め、様々なご意見をいただいたことから、改めて各広域連合の意見等を確認する。』とされ、各広域連合に対し調査が行われました。

→ その後、数回、国へ確認を行い、『資格証明書についての方向性は示す。』と回答されておりますが、国においても非常に難航しており、現在（H21.3.23）まで通知はなく、広域連合においても資格証明書の運用取扱いを定めることが困難な状況となっています。

資格証明書の交付及び保険料の収納対策について(1)

全国広域連合事務局長会議資料
(平成21年2月12日開催)

<運用基準の設定等>

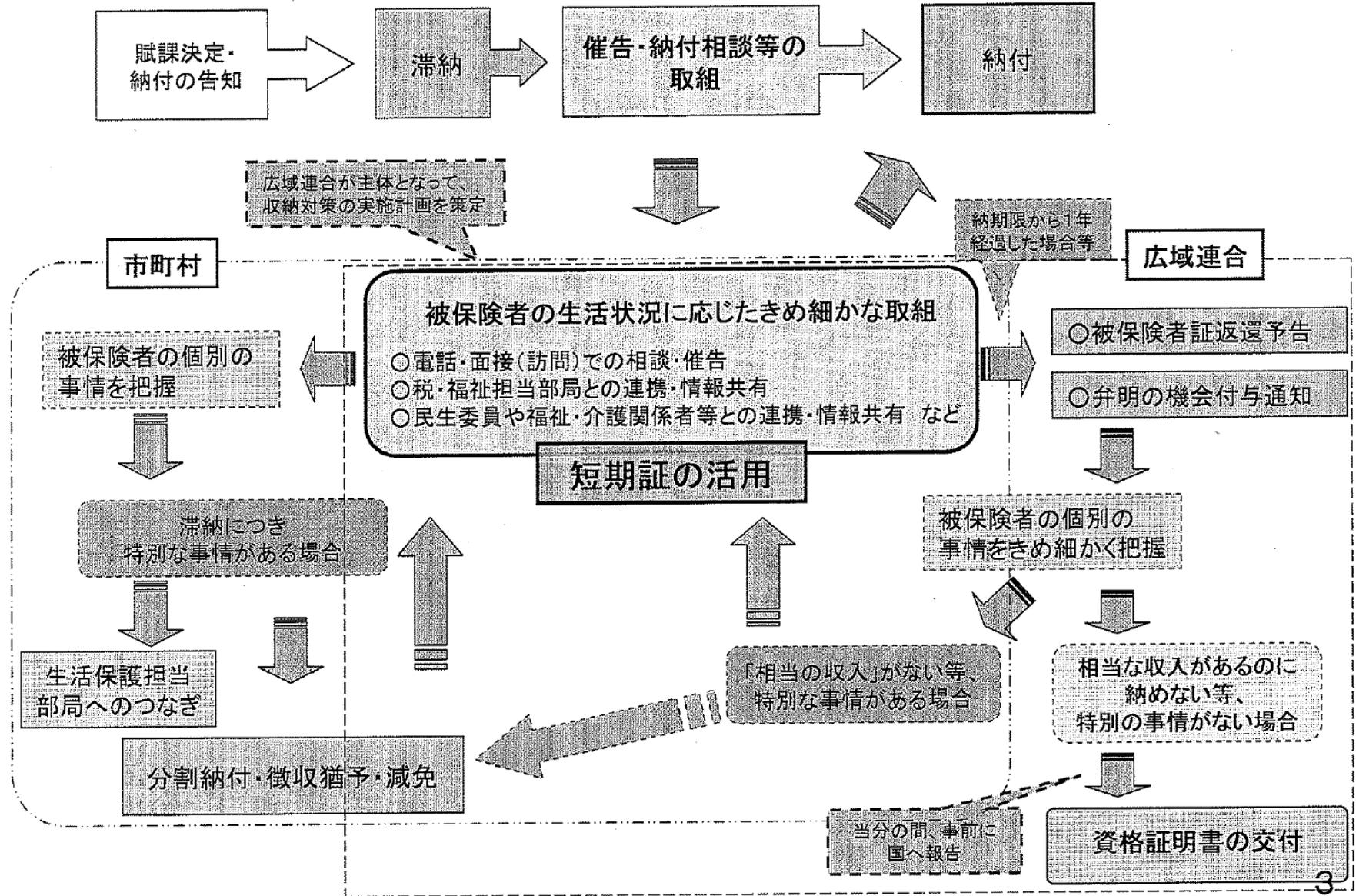
- 長寿医療制度においては、保険料を滞納している被保険者が、納期限から1年を経過するまでの間に納付しない場合には、滞納につき「特別の事情」があると認められる場合を除き、資格証明書を交付する仕組みとなっている。
- 資格証明書の運用については、昨年6月12日の政府・与党決定において「相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する」とされたことを踏まえ、各広域連合において政府・与党決定の趣旨及び各地域における生活様式、生活水準等を考慮した上で統一的な基準を設定していただくよう、昨年6月26日の全国会議において依頼したところであるが、各広域連合におかれては、今後、市町村等と調整の上、今年度中に当該基準を設定していただくよう改めてお願いする。
- また、各広域連合におかれては、今後、当分の間、資格証明書の交付を検討している事案が発生した場合には、あらかじめ、その事案の状況などをご報告いただくようお願いする。(平成21年1月5日付け事務連絡「被保険者資格証明書の運用基準の設定及び交付検討事案の報告について」のとおり。)

資格証明書の交付及び保険料の収納対策について(2)

<留意事項>

- 資格証明書を交付する趣旨は、被保険者間の負担の公平を図るとともに、市町村が滞納被保険者と接触する機会を確保することにより、保険料の適正な収納を図ることである。
- しかしながら、資格証明書の交付については、その機械的な運用により被保険者が医療を受ける機会が損なわれることがないよう慎重になされるべきものであり、保険料の適切な収納等により交付に至らないよう、滞納の初期の段階から、以下のような措置をきめ細かく講じることが必要である。
 - (1) 被保険者の個々の事情を十分把握した上で、被保険者の生活状況に応じたきめ細かな取組を行い、
収納等につなげること。
 - ・ 納め忘れを防止するため、納付書払いから口座振替への切替を推進すること
 - ・ 単に催告書を送付するのではなく、電話や面接(訪問)による催告・納付相談を実施すること
 - ・ 保険料を滞納している被保険者については、他の社会保険料、税金、水道料金等も滞納している場合があることから、市町村内のこれらの徴収部門と情報を共有し、総合的な収納対策を実施すること
 - ・ 民生委員、福祉・介護関係者等と連携し、被保険者との電話や面接のみでは得ることができない被保険者の生活状況等(在宅の時間帯・地域での生活ぶり・被保険者の抱える問題等)を多角的に把握すること など
 - (2) 保険料が払えない方については、被保険者の個別の事情に応じて、適切な収納対策を講じること。
 - ・ 分割納付・徴収猶予等、被保険者とともに、その生活状況等に応じた納付計画を作成すること
 - ・ 被保険者の生活状況を十分に把握した上で、保険料を減免する又は生活保護担当部局へつなぐこと など
- また、こうした取組みを効果的に行うためには、滞納被保険者との接触機会を増やすことが重要であることから、有効期限の短い被保険者証(いわゆる短期証)の交付を繰り返し行うこと。
- なお、各広域連合が策定する保険料の収納対策の実施計画においては、上記の内容を盛り込んでいただくようお願いする。(資格証明書の交付及び保険料の収納対策について(5)参照)

収納事務の流れ(参考)



資格証明書の交付及び保険料の収納対策について(3)

＜運用基準のあり方＞

1 「特別の事情」について

高齢者医療確保法施行令第4条各号に掲げる「特別の事情」があることを認定する際の具体的な基準を整理すると以下のとおり。

| 高齢者医療確保令第4条 | | 具体的な基準 |
|-------------|--|--|
| 1号 | 被保険者又はその属する世帯の世帯主(以下「滞納被保険者等」という。)がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 滞納被保険者等の住宅、家財等の財産について、震災、風水害、火災等の災害により著しい損害を受け、又は相当な価額の盗難にかかった場合 ※ 著しい損害又は相当な価額の盗難かどうかについては、滞納被保険者等の収入、生活状況、損害保険金等による補填の状況等により判断する。 |
| 2号 | 滞納被保険者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 滞納被保険者等が病気にかかり、又は負傷したことにより、その者の保険料の負担能力が著しく減少した場合 ※ 保険料の負担能力が著しく減少したかどうかについては、診療等の内容、その者の収入、生活状況等により判断する。 ※ 入院している場合にあっては、長期にわたって費用負担が生じる場合があることから、特に慎重な判断を要する。 ○ 滞納被保険者等と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したことにより、滞納被保険者等の保険料の負担能力が著しく減少した場合 ※ 保険料の負担能力が著しく減少したかどうかについては、滞納被保険者等の収入、生活状況等により判断する。 |
| 3号 | 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は休止したこと。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の廃止又は休止により、滞納被保険者等の収入が著しく減少した場合 ※ 収入が著しく減少したかどうかについては、滞納被保険者等の収入、生活状況等により判断する。 |
| 4号 | 滞納被保険者等がその事業につき著しい損失を受けたこと。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業における著しい損失により滞納被保険者等の収入が著しく減少した場合 ※ 収入が著しく減少したかどうかについては、滞納被保険者等の収入、生活状況等により判断する。 |
| 5号 | 前各号に類する事由があったこと。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 3号に類する事由として、失業等により滞納被保険者等の収入が著しく減少した場合 ○ 広域連合において定める「相当な収入」の基準に満たない場合 |

※ 「財産の著しい損害又は相当な価額の盗難」、「著しく収入が減少した場合」等を、滞納被保険者等の収入、生活状況等により判断する際の基準については、各広域連合において規定する保険料の条例減免又は徴収猶予に係る基準と整合性のとれたものとするのが望ましい。

資格証明書の交付及び保険料の収納対策について(4)

2 「相当な収入」の基準について

昨年6月26日の全国会議において「被保険者均等割軽減世帯に属する被保険者には交付しない」とする基準(次の案A-2)を例として示しているが、その他に以下のような基準も考えられるところ。

| 交付しないこととする基準 | | 合理性 | 考慮すべき点 |
|--------------|-----------------------------------|---|---|
| 案A-1 | 現役並み所得者でない被保険者 | <ul style="list-style-type: none"> ・現役並み所得者に資格証明書を交付することは、一定の合理性がある。 ・判定が容易 | <ul style="list-style-type: none"> ・約9割の被保険者に交付されないこととなるため、保険料を納めている他の被保険者との公平性や保険料の収納率への影響を考慮する必要がある。 ・全国一律の基準となり、地域における生活様式や生活水準を踏まえたものとならない。 |
| 案A-2 | 被保険者均等割軽減世帯に属する被保険者 | <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の所得状況を勘案した上で、全ての被保険者が公平に負担することとされている均等割の軽減を受けている被保険者に対して交付しないこととするは、一定の合理性がある。 ・判定が容易 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国一律の基準となり、地域における生活様式や生活水準を踏まえたものとならない。 |
| 案A-3 | 被保険者所得割額が軽減されている被保険者 | <ul style="list-style-type: none"> ・応能負担分である所得割の軽減を受けている被保険者に対しては交付しないこととなり、一定の合理性がある。 ・判定が容易 | <ul style="list-style-type: none"> ・判定が個人単位であるため、世帯間の公平性の観点を考慮する必要がある。 ・全国一律の基準となり、地域における生活様式や生活水準を踏まえたものとならない。 |
| 案A-4 | 被用者保険の被扶養者であった者に対する軽減が適用されている被保険者 | <ul style="list-style-type: none"> ・判定が容易 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該軽減は、被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料負担の激変緩和措置であり、「相当な収入」について判定する基準にはそぐわない。 ・全国一律の基準となり、地域における生活様式や生活水準を踏まえたものとならない。 |
| 案B | 市町村民税世帯非課税の被保険者 | <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者を含め、その世帯員の属性(障害の有無等)を勘案できる。 ・生活保護における「級地区分」の取扱いにより、地域の実情を勘案できる。 ・高額療養費における負担軽減の考え方と整合性がある。 ・判定が容易 | <ul style="list-style-type: none"> ・同一広域連合内で地域によって基準が異なることをどう考えるか。 |
| 案C | 保険料を広域連合条例により減免等されている被保険者 | <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の現在の収入、生活状況等を勘案できる。 ・広域連合条例により保険料を納めることが困難な特別な事情のある被保険者には交付しないこととなり、合理性がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 当該軽減措置を受けるためには、被保険者から申請させる必要がある。 |